

千葉市監査委員告示第9号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定により、包括外部監査の結果に基づき講じた措置について、別添のとおり千葉市長から通知がありましたので、公表します。

平成30年8月28日

千葉市監査委員 清水謙司
同 宮原清貴
同 中島賢治
同 山本直史

30千総業141号

平成30年8月24日

千葉市監査委員 清水 謙司 様
同 宮原 清貴 様
同 中島 賢治 様
同 山本 直史 様

千葉市長 熊谷俊人

包括外部監査の結果に基づき講じた措置について（通知）

平成28年度包括外部監査の結果に基づき講じた措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定により別紙のとおり通知します。

平成28年度包括外部監査

監査のテーマ：社会福祉法人千葉市社会福祉事業団及び社会福祉法人千葉市社会福祉協議会における出納その他の事務の執行並びにそれらの法人への出資及び財政援助等に係る所管課等の事務の執行について

第3 外部監査の結果

第3－3 外部監査の結果：各論

I 社会福祉法人千葉市社会福祉事業団の外部監査の結果

3. 千葉市社会福祉事業団和陽園について

(2) 利用者預り金の管理について

③結果

監査の結果（指摘事項の概要）	講じた措置
<p>イ. 預り金（現金）の出納簿の記載方法について【和陽園】（報告書P129）</p> <p>和陽園の養護老人ホームにおいては、利用者から預かる金銭等のうち、現金にかかる出納簿である「小口現金出納簿」（要綱第5条）を日々記帳するのではなく、1か月ごとにまとめて作成している。</p> <p>具体的には、利用者からの預かった現金の預け入れ及び払出しの日々の記録を、印鑑管理責任者である養護老人ホーム主任生活相談員が、出納職員としてメモを作成し、当該メモを1か月ごとに計算表に入力し紙面に印刷したものを「小口現金出納簿」としている。</p> <p>現行の「小口現金出納簿」の作成方法では、利用者から預かった現金にかかる出納簿が月末に一括して作成されているため、例えば月の半ばなどの出納簿が未作成の時期に、預かった現金について利用者等より小口現金出納簿の閲覧の申し出があった場合（要綱第13条第2項）には、申し出があった月の小口現金出納簿を作成していないため、利用者等が小口現金出納簿を閲覧することができない状況となる。</p> <p>和陽園は、同園の養護老人ホームにおいて、要綱に記載のとおり、預り金等を適時に報告及び提示できるよう、現金に係る出納簿「小口現金出納簿」を現金の預入れ及び払出しに応じて記帳されたい。</p>	<p>平成28年12月に、「施設預り金等管理要綱」の改正及び「預り金等出納事務取扱要領」の新規制定を行い、預り金（現金）の取扱いについて、「入金・出金依頼書」を整備し入金・出金の記録を残すとともに、「個別現金預り金台帳」（改正前要綱における「小口現金出納簿」に相当）に記入することとした。</p>

平成28年度包括外部監査

監査のテーマ：社会福祉法人千葉市社会福祉事業団及び社会福祉法人千葉市社会福祉協議会における出納その他の事務の執行並びにそれらの法人への出資及び財政援助等に係る所管課等の事務の執行について

第3 外部監査の結果

第3－3 外部監査の結果：各論

I 社会福祉法人千葉市社会福祉事業団の外部監査の結果

3. 千葉市社会福祉事業団和陽園について

(3) 被服の管理について

③結果

監査の結果（指摘事項の概要）	講じた措置
<p>ア. 貸与品管理台帳及び貸与品個人台帳の未作成【和陽園】（報告書P136）</p> <p>平成27年度の和陽園において、被服貸与規程に基づき同規定の被貸与者に対して、規定されている枚数の範囲内において被服を貸与している。貸与にあたり、被貸与者に対して、サイズの調査を実施しており、同調査により平成27年度における個人別の貸与品及び貸与枚数を把握することが可能である。</p> <p>しかし、和陽園では、被服貸与規程第9条において作成が義務付けられている貸与品管理台帳（様式第2号）及び貸与品個人台帳（様式第3号）を作成していないため、和陽園における貸与品の管理状況が不明である。</p> <p>そのため、和陽園が保有している各貸与品の枚数が不明であり、資産を適切に管理することができないと考えられる。</p> <p>和陽園における所属長は貸与品管理台帳（様式第2号）及び貸与品個人台帳（様式第3号）を作成し、貸与の状況を適切に記録されたい。</p>	<p>平成29年4月に、貸与品管理台帳（様式第2号）及び貸与品個人台帳（様式第3号）を作成し、貸与の状況を記録している。</p>